

第3次 印西市環境基本計画

概要版

みんなでつくる
自然と暮らしが調和した
快適でやさしいまち
いんざい

計画策定の趣旨

本市では、環境の保全に関する理念や基本的な事項を定めた印西市環境基本条例に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とした印西市環境基本計画を策定し環境の保全に関する各種施策を推進してきました。

近年では、^{エス・ディー・ジーズ}SDGs（持続可能な開発目標）の実現や2050年カーボンニュートラルに向けた世界的な動きとともに、国内においても、「気候変動適応法」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」といった新たな法整備が進められるなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

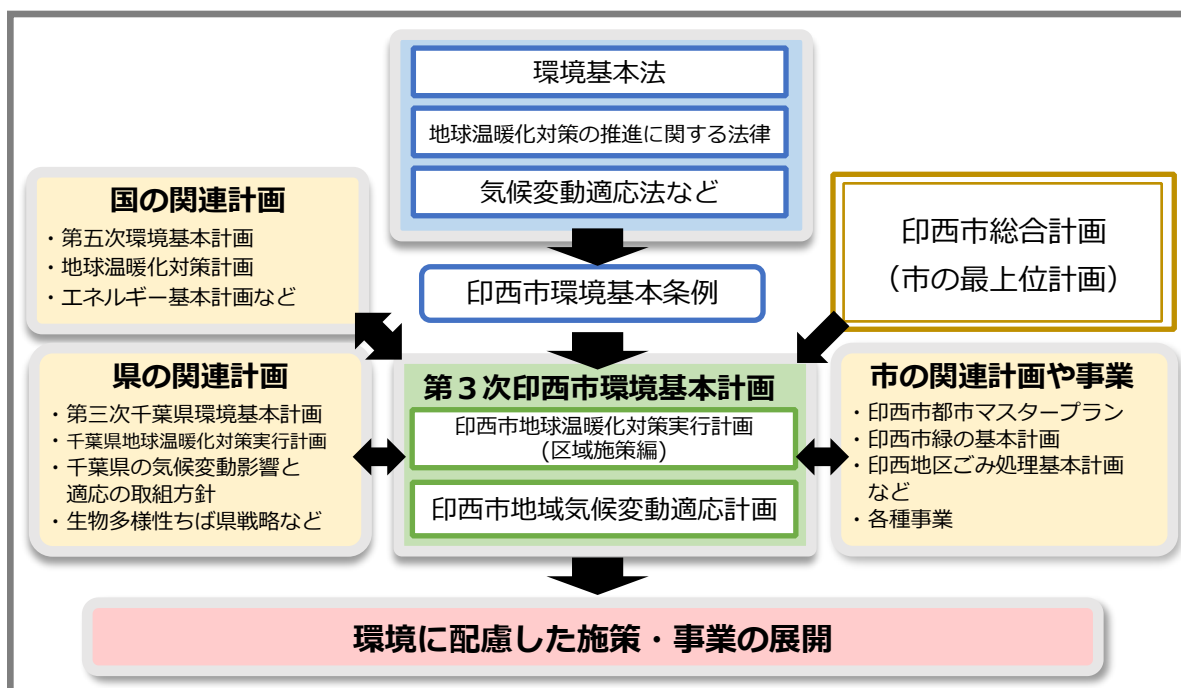
このような中、第2次印西市環境基本計画（以下「第2次計画」という。）の計画期間が令和3（2021）年度をもって終了することから、第2次計画の成果や課題を踏まえ、社会経済活動の変化による新たな環境課題に応じた環境の保全に関する施策を市民・事業者・行政の三者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、新たに第3次印西市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、印西市環境基本条例に基づき策定するもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画と整合を図るとともに、本市の各種関連計画における施策との連携を図ります。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「印西市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく「印西市地域気候変動適応計画」を内包するとともに、SDGsの考え方を活用し、環境の面から複数課題の同時解決を目指します。



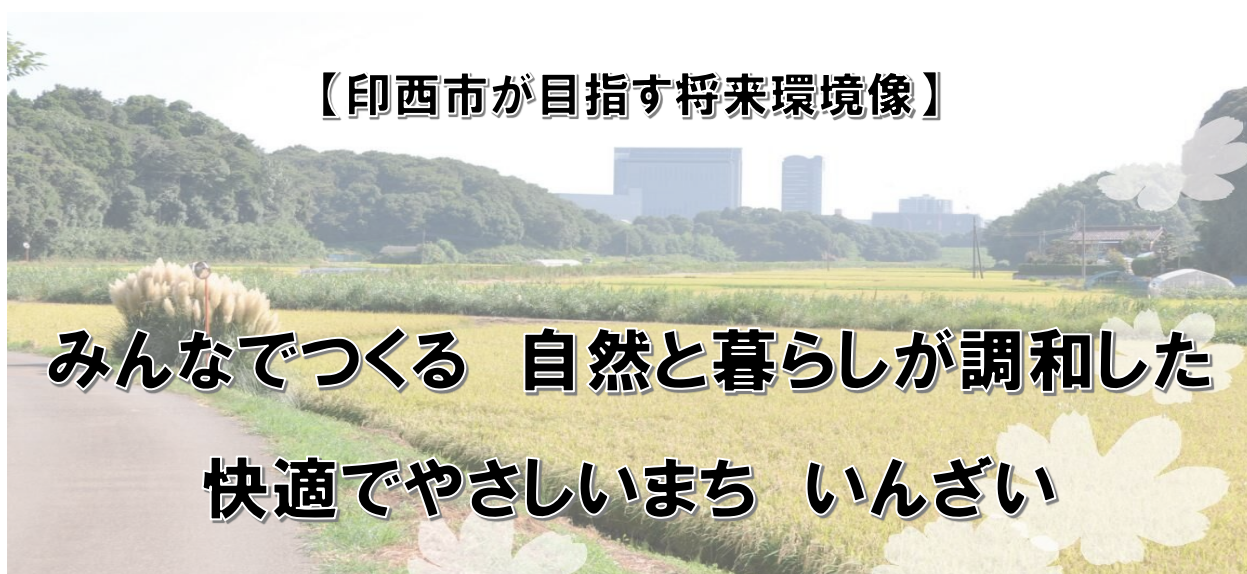
計画の期間

本計画の期間は、印西市総合計画を踏まえて策定するという観点から、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

ただし、社会経済活動の変化や国・県の動きなどに応じて、計画の施策内容や指標などについて見直しを行います。

印西市の環境目標

本計画における将来環境像を次のとおり定めます。



本市は、里山や水辺などの豊かな自然環境に恵まれた地域であるとともに、千葉ニュータウンに代表される機能的・都市的利便性の高い地域を持つまちでもあります。

令和3（2021）年3月に策定された印西市総合計画では、本市の将来都市像として「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」を掲げており、受け継がれてきた良好な自然環境と質の高い都市基盤の中で、すべての市民が安心していきいきと活動し、生活の様々な場面で住みよさを実感できるまち、そして将来も住み続けたいと思うまちとすることを目標としています。

本市の将来に向けては、里山・水辺をはじめとする本市を特徴づける自然環境を保全し、利便性のある都市機能を向上させ、自然と暮らしが調和した社会を構築するとともに、日常生活や事業活動のひとつひとつが環境と密接につながっていることを実感し、自然との共存を意識した行動を心がけることが重要です。

これらのことから、本計画においては「みんなでつくる 自然と暮らしが調和した快適でやさしいまち いんざい」を本市の将来環境像として、市民・事業者・行政の三者協働により、将来環境像の実現に向けた取組を行っていきます。

印 西市が目指す将来環境像

本市の将来環境像を実現するために、5つの分野の基本目標と個別目標を次のとおり定め、その達成のために28の施策に基づく取組を推進します。

将来環境像

基本目標

みんなでつくる 自然と暮らしが調和した快適でやさしいまち いんざい

1. 自然環境

豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり



2. 生活環境

安心で快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり



3. 循環型社会

限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり



4. 脱炭素社会

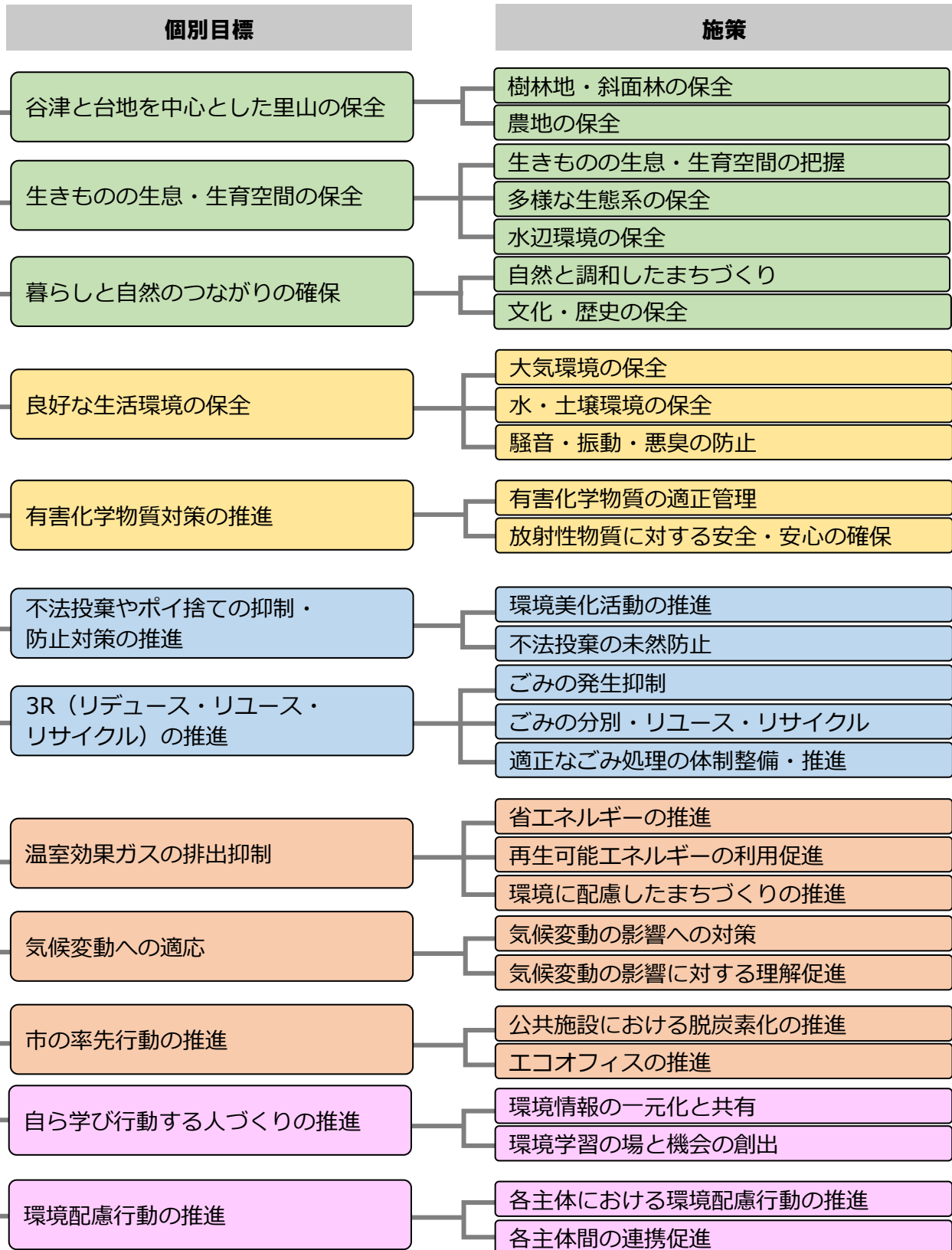
カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり



5. 人づくり

パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり





環境施策の展開

概要版では取組の一部抜粋しています。詳しくは、本計画本編第4章をご覧ください。

基本目標 1

豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり

自然環境



谷津と台地を中心とした里山の保全

■ 樹林地・斜面林の保全

市民・事業者・行政の協働による里山保全事業を実施します。

■ 農地の保全

市民やボランティアなど多様な人々の農業への理解と関心を深めるために市民農園の利用を促進します。

生きものの生息・生育空間の保全

■ 生きものの生息・生育空間の把握

定期的に市域全域での自然環境調査を実施するほか、市民から情報を収集します。

■ 多様な生態系の保全

市域における在来種の生息・生育状況に悪影響を与えるリスクの高い特定外来生物の防除を実施します。

■ 水辺環境の保全

印旛沼・手賀沼周辺において、市民参加による水辺の清掃活動や保全活動を実施します。

暮らしと自然のつながりの確保

■ 自然と調和したまちづくり

四季を通じて市内各所に花が咲き誇る魅力あるまちづくりを市民とともに進めます。

■ 文化・歴史の保全

社寺やその周辺に残る社寺林・屋敷林など本市特有の風景を保全します。

基本目標 2

安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり

生活環境



良好な生活環境の保全

■ 大気環境の保全

大気環境を常時監視するとともに、環境基準を超過した際は注意喚起を行います。

■ 水・土壌環境の保全

高度処理型合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽設置後の維持管理の必要性を周知徹底します。

■ 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動調査を実施するとともに、道路の適正な維持・管理対策の充実・強化を働きかけます。

有害化学物質対策の推進

■ 有害化学物質の適正管理

ダイオキシン類等の有害化学物質対策を継続して進めるとともに、市民・事業者に分かりやすく情報提供します。

■ 放射性物質に対する安全・安心の確保

放射性物質の調査結果について市民・事業者へ情報提供を行い、必要に応じて放射線量低減の対策を講じます。

基本目標 3

限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり

循環型社会



不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進

■環境美化活動の推進

市民・事業者・行政が一体となり、ゴミゼロ運動やクリーン印西推進運動などの環境美化活動を行います。

■不法投棄の未然防止

土地の所有者へ情報提供・意識啓発を行うほか、市民との連携体制を構築します。

3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

■ごみの発生抑制

生ごみの水切りの啓発や生ごみ処理容器等購入補助制度の継続を通じて、生ごみの減量化を図ります。

■ごみの分別・リユース・リサイクル

ペットボトルやプラスチック製容器包装のほか、プラスチック製品についても回収及び資源化を検討します。

■適正なごみ処理の体制整備・推進

次期中間処理施設整備事業を通じて、適正なごみの処理体制を整備していきます。

基本目標 4

カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり

脱炭素社会



温室効果ガスの排出抑制

■省エネルギーの推進

省エネルギーなライフスタイルへの転換を促す普及啓発を行います。

■再生可能エネルギーの利用促進

バイオマス・その他未利用エネルギーの活用に向けた調査・研究を行います。

■環境に配慮したまちづくりの推進

環境にやさしい交通環境の充実などの環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

気候変動への適応

■気候変動の影響への対策

気候変動の影響が生じている、あるいは重要と考えられる分野ごとに、必要な対策を講じます。

■気候変動の影響に対する理解促進

気候変動の影響に関連する情報を収集し、市民・事業者への情報提供を行います。

市の率先行動の推進

■公共施設における脱炭素化の推進

公共施設や市有地などにおいて再生可能エネルギー発電設備及び蓄電設備を導入します。

■エコオフィスの推進

グリーンカーテンの設置を積極的に行うとともに、クールビズやウォームビズなどの取組を推進します。

基本目標 5

パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり

人づくり



自ら学び行動する人づくりの推進

■環境情報の一元化と共有

市内の環境について市民・事業者と情報共有を図るため、印西市環境白書を公表します。

■環境学習の場と機会の創出

市民の学習ニーズや年齢層に合わせて、環境をテーマとする市民アカデミーや出前講座の実施を推進します。

環境配慮行動の推進

■各主体における環境配慮行動の推進

環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す仕組みづくりに向けた調査・研究を行います。

■各主体間の連携促進

市民・事業者・行政の三者により、環境保全に関する意見交換や協働できる体制づくりを進めます。

重点的な取組

本市の目指す将来環境像を実現していく上では、複数の環境課題の同時解決を見据えた分野横断的な取組の実施が求められます。

また、SDGsの考え方に基づく「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある地域づくりのためには、環境分野のみならず社会経済活動にも便益をもたらす、地域の総合的な魅力を向上させる取組が必要です。

これらを踏まえた重点的な取組を設定し実行することで、計画的かつ効果的な将来環境像の実現を目指します。

◎: 重点的な取組を構成する基本目標 ○: 重点的な取組により貢献する他分野の基本目標

| | | | | | |
|-------------|--------------------------------|--|-------------|--|--|
| 取組 1 | 自然の力を活かそう！グリーンインフラ大作戦！！ | | | | |
| | 関連する将来環境像 | | 自然と暮らしが調和する | | |

| | | | | | |
|-------------|------|------|-------|-------|------|
| 取組が関連する基本目標 | 自然環境 | 生活環境 | 循環型社会 | 脱炭素社会 | 人づくり |
| | ◎ | ○ | | ○ | ◎ |

本市は谷津や里山に代表される豊かな自然環境などのグリーンインフラのポテンシャルが高い地域です。本市では自然環境が持つ多面的機能を積極的に活用し、安全・安心かつ魅力ある地域づくりにつなげることを目指します。

| | | | | | |
|-------------|---------------------------------|--|---------|--|--|
| 取組 2 | ライフスタイルを見直そう！サステナブル大作戦！！ | | | | |
| | 関連する将来環境像 | | みんなでつくる | | |

| | | | | | |
|-------------|------|------|-------|-------|------|
| 取組が関連する基本目標 | 自然環境 | 生活環境 | 循環型社会 | 脱炭素社会 | 人づくり |
| | ◎ | | ◎ | ○ | ◎ |

海洋プラスチックごみや食品ロスは、日常生活と関わりが深く、市民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践することで改善が可能な問題でもあることから、今後は、市民・事業者・行政が一体となり、サステナブルなライフスタイルを確立することを目指します。

| | | | | | |
|-------------|---|--|-----------|--|--|
| 取組 3 | CO₂を減らそう！ストップ温暖化大作戦！！ | | | | |
| | 関連する将来環境像 | | 快適でやさしいまち | | |

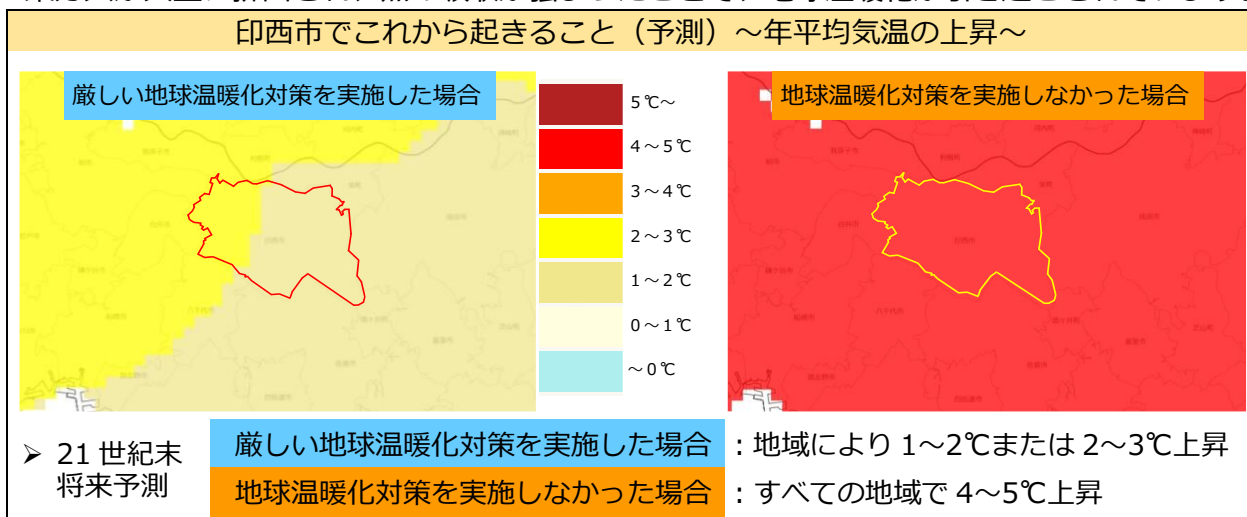
| | | | | | |
|-------------|------|------|-------|-------|------|
| 取組が関連する基本目標 | 自然環境 | 生活環境 | 循環型社会 | 脱炭素社会 | 人づくり |
| | ◎ | | ◎ | ◎ | ○ |

省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進のみならず、自家用車利用の削減につながるまちづくりや廃棄物対策、吸収源としての緑の保全など、地球温暖化対策に向けた取組を多面的に実践し、カーボンニュートラルの実現につなげます。

印西市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 及び印西市地域気候変動適応計画

印西市の暮らしと気候変動

「地球温暖化」とは、長期的に見て地球全体の平均気温が上昇している現象のことです。産業活動が活発になった産業革命以降は、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出され、熱の吸収が強まったことで、地球温暖化が引き起こされています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム 「気候変動の観測・予測データ」

印西市の方向性

本市においては、市民・事業者・行政が一体となって「地球温暖化の進行を抑制する取組（緩和策）」を行うとともに、地域特性を踏まえた「気候変動の影響を回避・軽減する取組（適応策）」に取り組めます。

緩和とは？

原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応とは？

影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

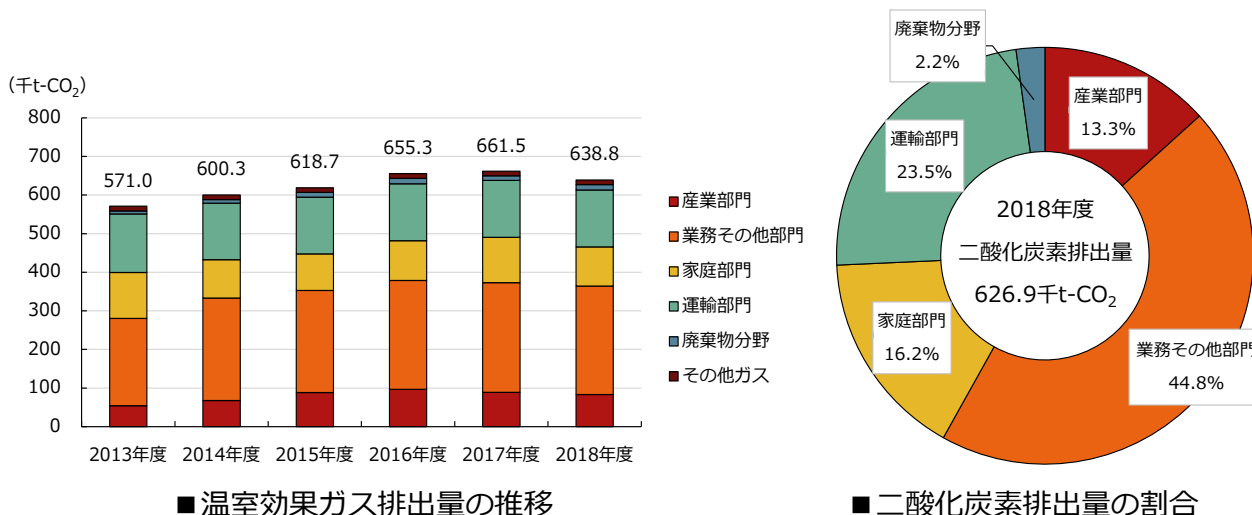
緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、より良い生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

印西市における温室効果ガス排出状況

本市の平成 30（2018）年度における温室効果ガス排出量は、638.8 千 t-CO₂であり、基準年度の平成 25（2013）年度と比較して 67.8 千 t-CO₂（11.9%）増加しています。

二酸化炭素排出量の内訳は、業務その他部門が 44.8%と一番割合が大きくなり、次いで運輸部門が 23.5%、家庭部門が 16.2%、産業部門が 13.3%となっています。



温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標

現状維持ケースにおける温室効果ガス排出量

将来的に見込まれる温室効果ガスの排出状況を考慮するために、今後の追加的な地球温暖化対策を見込まないまま推移した場合に当たる現状維持ケース（BAU）の温室効果ガス排出量を推計します。

電気の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量

電気の二酸化炭素排出係数は、温室効果ガス排出量に大きく影響を及ぼす項目のひとつです。「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」では、令和 12（2030）年度の国全体の電気の二酸化炭素排出係数の目標値は 0.25kg-CO₂/kWh とされています。

国などと連携して進める対策による削減見込量

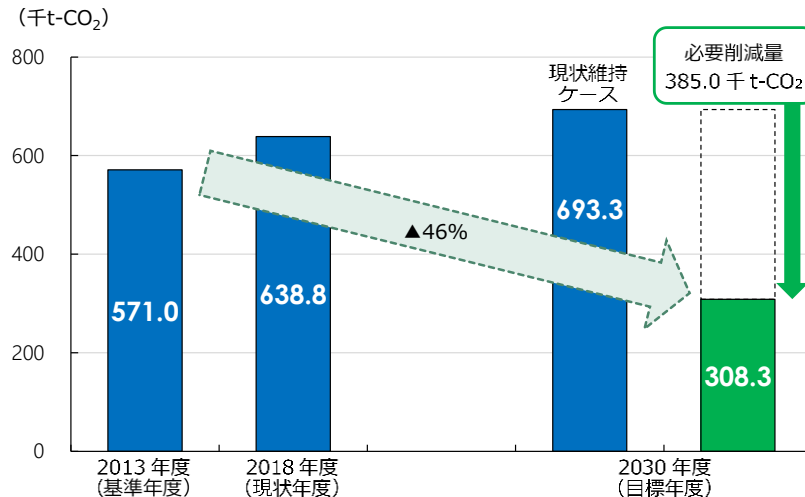
国の「地球温暖化対策計画」（令和 3（2021）年 10 月）に基づき、国が地方公共団体や事業者などと連携して進める各種対策による温室効果ガスの削減見込量を推計します。

温室効果ガス排出量の削減目標

国は、「地球温暖化対策計画」において、令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 46%削減する中期目標を掲げています。

本市においても、国と同様に令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比 46%削減を目指すこととします。

また、進行管理においては、温室効果ガスを多量に排出する者（特定事業所）の排出量の実績値を用いることで、市域の温室効果ガス排出量を注視し、削減目標の達成に向けた取組を推進していきます。



■ 温室効果ガス排出量の削減目標

| 区分 | 項目 | 温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂) | 増減率 |
|------|--------------------|----------------------------------|--------|
| 基準年度 | 平成 25（2013）年度 排出量 | 571.0 | — |
| 目標年度 | 現状維持ケース | +122.4 | +21.4% |
| | 電気の二酸化炭素排出係数の低減 | -134.9 | -23.6% |
| | 国などと連携して進める対策 | -162.7 | -28.5% |
| | 削減目標の達成に向けた取組（緩和策） | -87.7 | -15.4% |
| | 令和 12（2030）年度 排出量 | 308.1 | -46.0% |

削減目標の達成に向けた取組（緩和策）

| | |
|-----------------|---|
| 省エネルギーの推進 | ○建築物の省エネルギー化 ○省エネルギー性能の高い設備・機器などの導入促進 ○徹底的なエネルギー管理の実施 ○エコライフの普及・促進 |
| 再生可能エネルギーの利用促進 | ○家庭・事業所における再生可能エネルギーの利用促進 ○バイオマス・その他未利用エネルギーの活用促進 ○再生可能エネルギーの地産地消の推進 |
| 環境に配慮したまちづくりの推進 | ○公共交通と自転車・徒歩利用の促進 ○モビリティの低炭素シフト ○持続可能な脱炭素型の地域づくりへの転換 ○廃棄物処理における取組の推進 ○森林の保全・緑化の促進 |

気候変動の影響を回避・軽減する取組（適応策）

| | |
|-----------------|--|
| 気候変動の影響への対策 | ○農業・林業 ○水環境・水資源 ○自然生態系 ○自然災害・沿岸域 ○健康 ○国民生活・都市生活 |
| 気候変動の影響に対する理解促進 | ○分野横断的な取組 |

市民・事業者の環境行動指針

本市が目指す将来環境像の実現には、環境施策の充実を図ることはもとより、印西市民憲章に掲げた行動規範の実践として、市民の日常生活や事業者の事業活動において、環境への配慮や環境の保全に向けた取組を発展させていくことが重要です。

以下の環境行動指針を参考に本市の市民・事業者が常に環境配慮行動を実践・展開することで、市民・事業者・行政の三者協働による、将来環境像の実現を目指すものとします。(概要版では環境行動指針を一部抜粋しています。詳しくは、本計画本編第7章をご覧ください。)

自然環境

谷津と台地を中心とした里山の保全

- 市民
「ふるさと農園」の利用を通じて農業にふれあう機会を持ちます。
- ◆事業者
樹林地の減少につながる開発や残土の埋立てを控えるなど、所有している樹林地を将来にわたり良好に保つよう努めます。

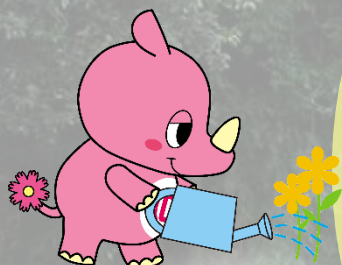
生きものの生息・生育空間の保全

- 市民
野生鳥獣には絶対にエサをあたえません。
- ◆事業者
事業所の緑地における在来種植栽を推進し、生物多様性保全に貢献するよう配慮します。

暮らしと自然のつながりの確保

- 市民
地域の祭りや伝統行事に積極的に参加します。
- ◆事業者
開発工事の際は、事業所の緑化や公開空地の設置などに努め、周辺との調和を図ります。

豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり



安心して快適な
ずっと住み続け
たいと思える
まちづくり

生活環境

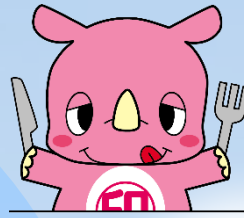
良好な生活環境の保全

- 市民
環境にやさしい石鹼や洗剤を使用するとともに、適量を心がけます。
- ◆事業者
敷地に降った雨を一時的に貯め地中に浸透させる、緑地、雨水浸透柵、透水性舗装、グリーンインフラなどを活用することで、都市型水害の軽減や地下水涵養に貢献します。

有害化学物質対策の推進

- 市民
有害化学物質を発生させる恐れのあるものは購入しないように努めます。
- ◆事業者
工場・事業場における有害化学物質の保管・使用・輸送・廃棄など適正な管理に努めます。

循環型社会



不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進

- **市民**
ごみやタバコのポイ捨ては絶対にせず、ペットの散歩などで生じたフンなどは必ず持ち帰ります。
- ◆ **事業者**
所有地の適切な管理を行い、美観の維持や不法投棄の防止に努めます。

3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

- **市民**
消費期限・賞味期限の短い食材を購入すること、飲食店で食べ切れない量を注文した場合は自己責任で持ち帰ることなどを身近な習慣とします。
- ◆ **事業者**
オフィスや社員食堂で使用するストロー・カップを紙製に変更するなど、事業所における使い捨てプラスチック製品の使用を削減します。

限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり

カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり

脱炭素社会



温室効果ガスの排出抑制

- **市民**
家庭で使用する電力について、再生可能エネルギー由来の電気を提供する電力会社からの購入を検討します。
- ◆ **事業者**
食品、原材料、エネルギーなどの調達において、なるべく近隣地域で生産されたものを調達することで、輸送に伴う環境負荷の低減や地域経済の発展に配慮します。

気候変動への適応

- **市民**
日頃から、食料・飲料・トイレを流したりするための生活用水などの備えをします。
- ◆ **事業者**
自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木などが起こらないよう、日ごろから点検などを行います。

人づくり

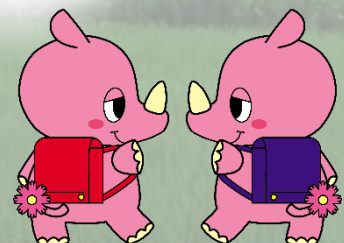
自ら学び行動する人づくりの推進

- **市民**
環境に関する講演会や体験会、見学会などに積極的に参加し、環境の現状を理解し学びます。
- ◆ **事業者**
市民・事業者・行政の協働による環境イベントの実施を検討します。

環境配慮行動の推進

- **市民**
環境に関して得た情報を家庭や友人と話し合い実践につなげます。
- ◆ **事業者**
社員の環境活動の参加を推奨し、市民・行政と協力しながら地域ぐるみで環境保全活動を行います。

パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり

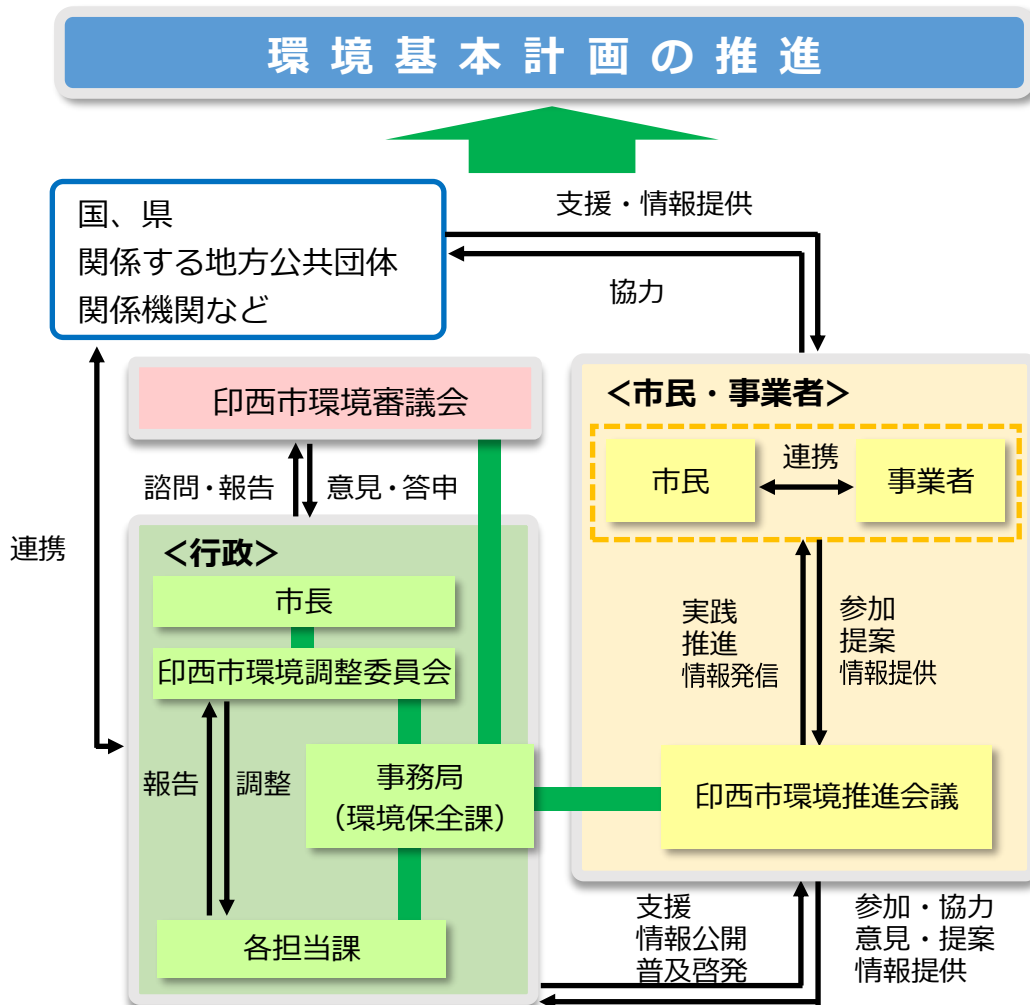


計画の推進体制

本市が目指す将来環境像の実現に向けて、本計画に掲げる各種施策を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体（市民・事業者・行政）が自主的・積極的な取組を実践するとともに、参加・協働による各主体のパートナーシップを形成することが重要です。

このことから、本計画の推進及び進行管理を行う組織体制を以下のとおり整備し、これらを円滑に運営していくことで、本計画の実効性を確保していきます。

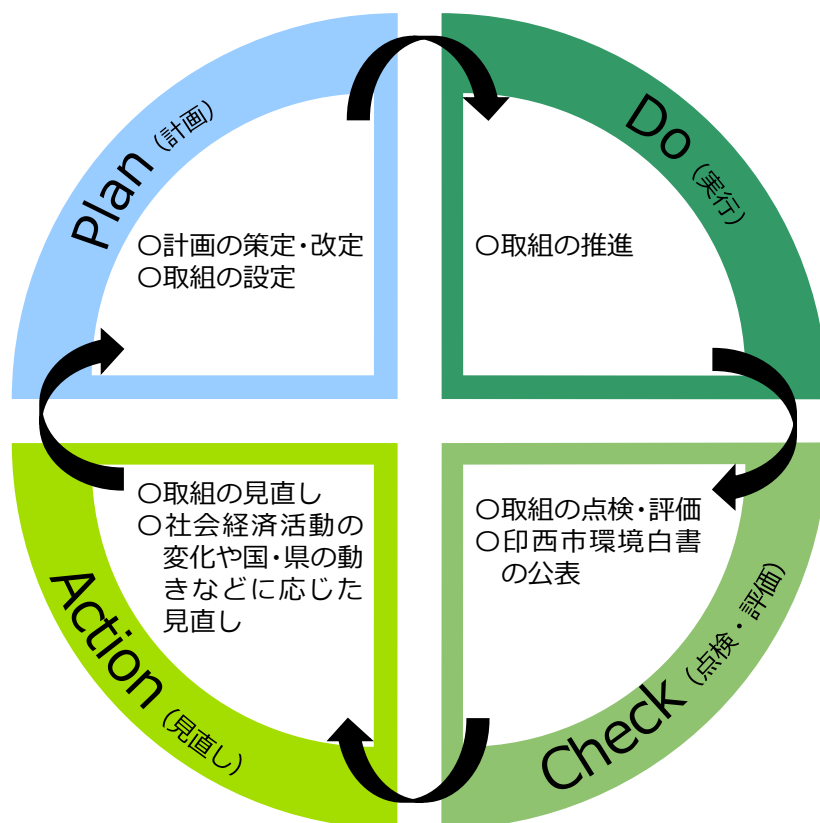
| | |
|---------------------------|---|
| 印西市 環境審議会 | 学識経験者、関係行政機関職員、各種団体代表、公募市民により構成。市長の諮問に応じて、環境の保全に関する基本的事項の調査審議を行い、意見・答申をします。 |
| 印西市 環境推進会議 | 公募市民や市内事業者の代表により構成。本計画に基づく取組を推進するとともに、市民・事業者に対して環境行動指針に関する普及啓発を行います。 |
| 印西市 環境調整委員会 | 庁内各部の代表により構成。本計画に掲げる各施策の総合的な調整及び進行管理を行うとともに、その結果を事務局(環境保全課)に報告するなど、本計画の全庁的な推進を図ります。 |
| 各担当課 | 本計画に掲げる施策や取組をより具体的に推進します。また、各課・各施設に環境推進主任を置き、事務局(環境保全課)との連絡調整や環境調整委員会へ施策の進捗状況の報告を行います。 |
| 事務局 (環境保全課) | 環境調整委員会及び各担当課からの進捗状況等の報告や環境審議会から答申を受け、印西市環境白書を取りまとめるとともに、その結果を公表します。また、環境推進会議へ情報発信し、環境行動の定着を促します。 |
| 国、県、 地方公共団体、 関係機関など | 広域的な視点が必要な取組については、国・県などと緊密な連携・協力を図りながら対応します。 |



進行管理の基本的な流れ

本計画で定めた各種取組を着実に実践しつつ、継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを構築します。

進行管理の仕組みは、P（Plan：計画）→D（Do：実行）→C（Check：点検・評価）→A（Action：見直し）という「PDCAサイクル」を基本とします。



取組の点検・評価及び見直し

本計画を円滑に推進するため、毎年度、庁内関係各課において施策の取組状況や目標の達成状況を点検・評価し、印西市環境審議会からの意見を各種取組の改善に活かします。

また、年次報告書として印西市環境白書を取りまとめ、広く公表することで、市民・事業者の環境行動の充実に繋がります。

本計画は令和13（2031）年度までを計画期間としますが、社会経済活動の変化や国・県の動きなどに応じて、計画の施策内容や指標などについて見直しを図ります。

第3次印西市環境基本計画(概要版)

令和4年3月

発行 印西市 環境経済部 環境保全課
〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2
TEL 0476-33-4491
H P <https://www.city.inzai.lg.jp/>

